

所 管 事 務 調 査 に つ い て

地方自治法第109条第2項の規定に基づき、次のとおり所管事務調査を行う。

令和8年3月26日

宗像市議会議長 岡本 陽子 様

提出者 宗像市議会議員 小林 栄二
賛成者 宗像市議会議員 川内 亮
賛成者 宗像市議会議員 北崎 正則
賛成者 宗像市議会議員 吉田 剛
賛成者 宗像市議会議員 石松 修
賛成者 宗像市議会議員 齋藤 元孝

記

1 調査目的 建設産業常任委員会の所管に属する事務の調査及び資料の収集を行い、今後の委員会活動に活用するため。

2 調査者 建設産業常任委員会委員 6人

3 調査先及び調査事項

調査先	調査事項
長崎県 長崎市①	「長崎さるく」の概要及び事業立ち上げ時の背景や経緯等について
長崎県 長崎市②	「長崎さるく」における現地視察

4 調査期間 令和8年5月20日（水）及び令和8年5月21日（木） 2日間

5 調査方法 建設産業常任委員会による出張調査

6 予 算 600千円（1人あたり100千円）